

長野県環境審議会議事録

日 時：令和2年11月17日（火）

午後1時30分から午後3時11分まで

場 所：長野県庁本館 特別会議室

出席委員

打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、太田信子委員、
大和田順子委員、小林泰委員、手塚優子委員、林和弘委員、
福江佑子委員、宮下克彦委員、宮原則子委員、畑茂樹特別委員、
間宮敏博特別委員代理、堀内洋特別委員

以上 14 名

長野県環境審議会議事録

日時 令和2年11月17日(火)
午後1時30分～午後3時11分
場所 長野県庁本館 特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第3回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクの着用等の御協力をお願いしております。また、大和田委員、堀内特別委員、林特別委員代理間宮様にはネット回線を通じてご出席いただいております。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告致します。都合によりまして、加々美委員、金子委員、北島委員、藤巻委員、人事異動により新たに就任されました中野穰治特別委員の5名から欠席の連絡をいただいております。また、宮下委員は遅れてのご出席でございます。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者14名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、猿田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>長野県環境部長の猿田でございます。委員の皆様には、日頃から本県の環境行政の推進に、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、本日は令和2年度第3回長野県環境審議会に、ご多用の中、ご出席を賜り、重ねて感謝申し上げます。</p> <p>本日の審議会では議事として3点ございます。</p> <p>7月の第1回環境審議会に諮問させていただき、これまで4回の廃棄物専門委員会においてご検討いただいております長野県廃棄物処理計画(第5期)につきまして、中間報告をさせていただきます。</p> <p>2点目として、同じく7月の第1回環境審議会に諮問させていただき、これまで2回のニホンジカ専門部会において検討いただいている「第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンジカ管理)」につきまして、中間報告をさせていただきます。</p>

3点目は前回の審議会から国、県、それぞれでゼロカーボンに關しまして大きな動きがございました。

まず、国においては、気候変動対策について、先月（10月26日）、国においても2050カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を目指す方針が打ち出されました。県においては、先の9月県議会において、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとし、県や県民、事業者の責務を明記した「長野県脱炭素社会づくり条例」が成立し、10月19日に施行されたところです。

この条例では、県が「行動計画」を策定することとされております。

これらを受け、本日は3点目としまして、昨年5月に諮問させていただきました長野県環境エネルギー戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画）を変更し、新たに「（仮称）長野県ゼロカーボン戦略」として策定する旨、諮問させていただいております。

委員の皆様には、幅広い観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

猿田部長は、この後、所用により退席させていただきます。

本日の審議会では密集・密接を防止し新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、事務局につきましては適宜入退室いたしますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

事前にお届けしました資料は、次第と、会議事項の資料1から資料3でございます。

また、机上配布によりお配りしたものが、審議事項ウの諮問文の写し、次第の差替え、出欠名簿、配席図、資料1の追加資料、資料3の差替えでございます。

なお、審議事項ウの諮問につきましては、事前にご連絡させていただいた際の項目名が変更となっております。資料につきましては、不足はございませんでしょうか。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「長野県廃棄物処理計画（第5期）の策定について」及び「第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンジカ管理）の策定について」の中間報告が2件、「長野県ゼロカーボン戦略（仮称）の策定について」の諮問が1件でございます。

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長

<p>梅崎会長</p>	<p>野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>1件目は審議事項「長野県廃棄物処理計画（第5期）の策定について」の中間報告です。</p> <p>本日は、廃棄物専門委員会の高木委員長に御出席をいただいております。</p> <p>現在の進行状況について御説明・報告をお願いします。</p>
<p>高木委員長</p>	<p>ただ今御紹介いただきました廃棄物専門委員会の委員長を務めています高木です。</p> <p>専門委員会における審議の概要について、資料1-1により説明します。</p> <p>最初に「1 趣旨」を御覧ください。</p> <p>長野県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画で、本計画においては、「長野県食品ロス削減推進計画」及び「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」を包含し、一体的にごみ処理の推進を行うものです。</p> <p>計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。</p> <p>続いて「2 廃棄物専門委員会における検討経過」を御覧ください。</p> <p>専門委員会ですが、記載のとおり、私を含めた9名の専門委員で計画の内容を審議しています。</p> <p>次に専門委員会の開催状況ですが、これまでに4回開催いたしました。</p> <p>第1回の委員会においては、廃棄物の現状、市町村等における取組の状況、第4期計画の進捗状況を審議しました。第1章の総論では、近年の災害の原因ともなっている気候変動問題、海洋プラスチック問題など、我々を取り巻く現状を共有し、この計画で重点的に取り組む方針を明確にしました。</p> <p>第2回の委員会においては、目標値の検討から始まり、県・市町村・事業者・県民の役割の明確化、リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス、環境教育、食品ロスの削減など具体的な施策内容について検討を行いました。</p> <p>第3回の委員会においては、廃棄物の適正処理から始まり、不法投棄等の防止、長期的取組として、ごみ処理広域化・集約化計画、</p>

地域循環共生圏の形成、2050ゼロカーボンに向けて廃棄物分野における取組内容について検討を行いました。

そして、第4回の委員会においては、これまでの議論を踏まえ、計画全体の確認及び修正を行いました。

以上の経過を踏まえ、後ほど説明がありますが、第5期計画の重点方針は、4期計画に引き続き、リデュース、リユースの2Rの取組を意識し、リサイクルを含めて取り組むとともに、新たに長野県脱炭素社会づくり条例における「持続可能な資源への転換」という意味のリプレースを加えた4Rに取り組み、引き続きごみの減量を図っていくこと。

また、海洋プラスチック問題や気候変動、新しい生活様式の実践といった課題に対し、県を始め、市町村、事業者、県民が一丸となって取り組むこと。

さらに、2050ゼロカーボンや、長野県脱炭素社会づくり条例等を踏まえ、温室効果ガスの削減やエネルギーの効果的な利用に努め、脱炭素社会に廃棄物分野で取り組み、それにより循環型社会の形成を進めていくこととしました。

続いて、裏面の「3 スケジュール」を御覧ください。

本日の環境審議会における委員の皆様の御意見や、今後予定しています「パブリックコメント」や「市町村等意見照会」における御意見を基に、1月12日に開催予定の専門委員会において、素案の修正を行った上で、環境審議会に答申案として、計画案を報告させていただきたいと考えております。

続いて、「4 諮問時の意見への対応」を御覧ください。

審議会への諮問時にいただきました意見とその対応状況を記載しています。

1つ目の、「汚れが付いたプラごみそのまま捨てられたり、ごみのポイ捨てなども散見される。適正に分別する必要性について検討いただきたい。」という御意見につきましては、信州プラスチックスマート運動の「3つの意識した行動」の周知により分別排出を呼びかけます。また、新しい生活様式を踏まえ、感染症対策のための家庭でのごみの捨て方についても周知を行います。

2つ目の、「3Rのリデュース（発生抑制）の前に、リフューズ（断る）という観点を反映して検討いただきたい。」との御意見につきましては、リデュースを発生抑制と捉えているように、本県ではリデュースの中にリフューズの観点も含めた形としております。具体的には、信州プラスチックスマート運動の不要なものは断る「意識して選択」を呼びかけます。

3つ目の、「容器包装リサイクル法で対象としていないプラスチ

ック利用製品（ストロー、スプーン等）の利用を断るといったことも必要。県民に関心を持ってもらえる表現方法について検討いただきたい。」という御意見につきましては、先ほどの信州プラスチックスマート運動の「意識して選択」を呼び掛けるほか、より多くの県民の目に届くチラシ、CM等の広報において表現を検討します。

4つ目の、「諏訪湖湖底からもマイクロプラスチックが検出されたとの報道もある。内陸におけるプラスチック対策として先駆的なものとなるよう取り組んでいただきたい。」という御意見につきましては、本計画においては、信州プラスチックスマート運動を全面的に進めていくこととしており、いただいた御意見を踏まえ取り組みます。

私からの説明は以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。

続いて幹事から詳細な説明をお願いします。

伊東参事兼
資源循環推
進課課長

資源循環推進課長の伊東です。よろしくをお願いします。

それでは私から「長野県廃棄物処理計画（第5期）素案の概要」について御説明します。

資料1-2は計画の概要、資料1-3は計画の構成及び素案となっていますが、資料1-2計画の概要に沿って御説明します。

まず、左上の「計画の趣旨」です。

今回の廃棄物処理計画は、食品ロス削減推進計画及びごみ処理広域化・集約化計画を包含する計画としています。

廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき都道府県が定める法定計画となっており、国の循環型社会形成推進基本法を踏まえて策定することとされています。

また、食品ロス削減推進計画は、昨年度、国の議員立法で成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び本年3月に閣議決定された基本方針において、都道府県及び市町村は積極的に計画を策定することが望まれるとされており、食品ロスの削減は廃棄物の減量に大きく関係することから、今回の廃棄物処理計画の中に含めて計画を策定するものです。

また、ごみ処理広域化・集約化計画は、当時全国的に焼却施設からダイオキシン類の発生が問題となっていたことを受け、平成10年度に県で計画を定め、ごみ処理の広域化を進め、一定の成果が図られたところですが、計画策定から20年が経過した昨年度、環境省から、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、都道府県は管内市町村等と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画

を策定することとされ、その通知を受けて、今回の廃棄物処理計画の中に含めるものです。

廃棄物処理計画及び食品ロス削減推進計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年、ごみ処理広域化・集約化計画は10年としています。

次に「現状と課題」を御覧ください。資料1—3計画素案では10ページからとなります。

「長野県の現状」についてですが、平成30年度の一般廃棄物の総排出量は62万2千トン、1人1日当たり排出量は811グラムとなっており、1人1日当たり排出量が少ない都道府県5年連続第1位となっています。

平成30年度の産業廃棄物の排出量は448万2千トンとなっており、課題として、一般廃棄物の総排出量は減少傾向にありますが、事業系は近年横ばいとなっていること、また、産業廃棄物の排出量は増加傾向であることが挙げられます。

事業系廃棄物が減少しない要因としては、多くの事業所において廃棄物の減量化が進められていますが、平成25年度から平成30年度にかけて景気の好況が続いていたことにより事業活動が活発であったことが影響しているものと推察しているところです。

右上の「基本目標等」を御覧ください。

本計画における重点方針を3つ掲げています。

1つ目は、「4Rの推進」です。従前のリデュース、リユース、リサイクルの3Rに加え、議員提案によりこの10月19日に公布施行されました「長野県脱炭素社会づくり条例」の中で謳われている「代替素材への転換（リプレイス）」を加え4Rとしています。このリプレイスは国のプラスチック資源循環戦略で定める「再生可能な資源への代替（Renewable）」と同義語と捉えています。

2つ目は、「パートナーシップで課題を解決」です。災害の多発により発生する災害廃棄物、コロナ禍の新しい生活様式の実践による家庭系ごみの増加の懸念、高齢化の進行等による高齢者のごみ出し問題など、様々な課題に対し、県、市町村、事業者、県民等関係者と連携して取り組みます。

3つ目は、「脱炭素社会実現へのチャレンジ」です。2050ゼロカーボンの実現のため、廃棄物分野においてもCO₂排出抑制が求められています。化石燃料由来のプラスチック焼却量の低減、熱エネルギー利用などの施設の効率化を進めます。

この重点方針につきましては、計画素案本文の6ページから7ページに記載しております。

次に数値目標です。ここには、法定事項のうち、最も基本となる一般廃棄物総排出量及び産業廃棄物の排出量について記載をしております。

令和7年度の一般廃棄物の総排出量は583千トン、1人1日当たり排出量は790グラムとします。

また、産業廃棄物の排出量は、ごみの排出量を抑え、かつ、経済活動にも配慮し、平成30年度水準を維持する448万2千トンとしました。

このほかの法定数値目標を含めた本計画の数値目標につきましては、計画素案本文の32ページから44ページにかけて記載しています。

続いて資料1-2の中ほどの取組目標を御覧ください。

前述しました目標を達成するためのスローガンのようなものですが、「つくる責任 つかう責任を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～」としました。

趣旨は、SDGsでは、廃棄物の分野は複数のゴールに関係していますが、中でもゴール12「つくる責任 つかう責任」は、持続可能な生産消費形態を確保することを目指す循環型社会を推進していく象徴的なゴールです。この信州の美しい自然や環境を後世に引き継いでいくため、「つくる責任 つかう責任」を意識して、新しい生活様式の実践下においてもプラスチックごみや食品ロスなどの廃棄物の発生抑制に努めるとともに、代替素材への転換等を進め、県民一丸で4Rに取り組んでいこうという思いを込めさせていただきました。

また、「信州らしい」には、信州人ならではの勤勉さ、ものを大切にする県民性、また、現在の1人1日当たりごみ排出量が最も少ないといった県民一人ひとりのごみ減量意識の浸透など、こういった気風を引き続き大切にしていこうという意味も込めています。

下段の「取組」を御覧ください。

目標の達成に向けた取組についてです。

主な取組として、「4R・環境教育の推進」、「信州プラスチックスマート運動」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害等の適正処理体制の確保」、「食品ロス削減の推進」、「ごみ処理広域化・集約化計画」に区分して主な取組を記載させていただいております。

まず、「4R・環境教育の推進」です。

4Rの推進においては、長野県産業廃棄物3R実践協定の促進、各主体による自主的なリユースの促進、地域循環圏構築の取組の促進、各種リサイクル法、廃棄物エネルギー利用の推進を図ること

としております。

環境教育では、信州環境カレッジの充実や功労者表彰、環境保全に関するポスター及び標語コンクール等を実施します。

また、きれいな信州環境美化活動の継続や、クリーン信州 for ザ・ブルーによる上下流連携等を実施してまいります。

「4 R・環境教育の推進」につきましては、計画素案本文の 48 ページから 78 ページに記載しております。

次に、信州プラスチックスマート運動の推進です。

3つの意識した行動の呼び掛けでは、県民へ「意識して選択」、「少しずつ転換」、「分別して回収」の3つの意識した行動の呼び掛けを行います。

また、事業者に対しては、協力事業者制度を促進し、プラスチックごみ削減の取組や、バイオマスプラスチック等の代替素材導入に取り組みを進める事業者・団体等を登録し、ごみ減量ポータルサイト「信州ごみげんねっと」等で紹介するなどして、事業者の取組を支援します。

さらに、代替素材導入に取り組む団体を支援するための制度融資・産学官連携による研究開発・事業展開等を促進するほか、県庁率先行動によるプラスチックごみの削減を進めます。

信州プラスチックスマート運動の推進は、4 R全てにつながるものとなりますので、計画素案本文では、49 ページ、57 ページ、68 ページ、72 ページにそれぞれ記載をしています。

次に、廃棄物の適正処理の推進です。

まず、一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理においては、高齢化の進行によりごみ出しが困難な高齢者のごみ出し支援の方策について市町村とともに研究します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、感染症対策のための家庭でのごみの捨て方の周知を行います。

加えて、マニフェスト制度、立入検査の実施、産業廃棄物の県内流入に係る事前協議、長野県廃棄物条例の啓発を行い、適正処理を推進します。

さらに、特定有害廃棄物の処理に関して、PCB 廃棄物、アスベスト含有廃棄物、使用済太陽光発電設備等の適正処理に向けた周知、指導を行います。

廃棄物の不法投棄等の防止においては、引き続き不法投棄監視連絡員によるパトロール、夜間監視、ドローンによる上空からの監視等に取り組みます。

廃棄物の適正処理の推進については、計画素案本文の 83 ページから 96 ページに記載しています。

次に、災害等の適正処理体制の確保です。

まずは市町村の災害廃棄物処理計画策定のための支援を行うとともに、発災時における被災市町村からの情報収集、広域的な協力体制の確保を図ります。

災害等緊急時の適正処理体制の確保につきましては、計画素案の 96 ページから 101 ページに記載しています。

次に、「食品ロス削減の推進」です。

食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～においては、県民に対し、家庭や外食等での食品ロス削減の呼びかけを行います。また、食品ロス削減に取り組む店舗等の登録促進、小売業者と連携して消費期限・賞味期限間近な食品購入の呼びかけ等を行い、提供側の取組も促進します。

続いて、未利用食品の提供の呼びかけにおいては、県内事業者や県民に対して、未利用食品の提供呼びかけやフードドライブ活用の呼びかけを行い、また、フードバンク活動の認知度向上等により活動を支援します。

食品が廃棄されることなく有効活用されるよう環境部だけにとどまらず、部局横断で取組を進めます。

計画素案本文では、79 ページから 80 ページに記載しておりますが、先ほど御説明した「4 R・環境教育の推進」の中でも、関係する部分を記載しています。

次に、「ごみ処理広域化・集約化計画」です。

平成 10 年度に策定した長野県ごみ処理広域化計画から約 20 年が経過し、この 20 年間で県内の焼却施設の集約化も進み、平成 10 年度に 33 施設だったのが、令和 2 年度には 17 施設まで集約化され、現在では焼却施設からのダイオキシン類の排ガス規制値は全て達成しています。

今回の計画では、更なる施設の集約化を目指す一方、施設整備方針として、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化、地域への新たな価値の創出を考慮して検討が進むよう市町村へ助言、調整を行います。

また、焼却施設設置の際にはコストの低減、エネルギーの効率的な利活用の観点から施設規模等が適当なものとなるよう市町村へ助言します。

ごみ処理広域化・集約化計画につきましては、計画素案本文の 108 ページから 116 ページに記載しています。

このほか、資料 1-2 には記載していませんが、循環型社会形成

のためには、地球温暖化対策等の長期的な取組が必要なことから、計画素案本文の 119 ページから 122 ページにかけて「地域循環共生圏の形成」と「2050 ゼロカーボンに向けた取組」について、循環型社会形成推進の視点から記載をしています。

計画素案概要の説明は以上です。

資料 1 - 3 の計画素案及び本文につきましては、時間の都合上説明を割愛させていただきますが、体裁につきましては、県民の皆さんにもできるだけ見ていただけるよう、平易な表現に努め、コラムを多く取り入れるなど、見やすさを考慮しました。

今後、委員の皆様のご意見、パブリックコメントや市町村の皆様のご意見等を踏まえ、最終案に向けて検討してまいります。

最後に、本日追加でお配りした参考資料について御説明します。

参考資料「長野県廃棄物処理計画（第5期）素案 それぞれの役割（たたき台）」を御覧ください。

本計画は素案の段階で本文が 100 ページを超えており、計画の全てを県民や事業者にお読みいただきご理解いただくのは困難と考えています。また、専門委員会の議論の中でも委員からそれぞれの取組を誰が行っていくのかわかりやすくしていくことが重要だと御意見をいただいています。

こうしたことから本計画を策定公表していく際には、それぞれの主体にどのような役割を担っていただきたいのかわかりやすく示すためこのような資料を作成し、県民や事業者に周知を図っていきたいと思います。この資料では県民と事業者にどのようなことに取り組んでいただきたいのか簡潔にまとめるとともに、行政がどのような役割を担って計画を推進していくのかを記載しています。

本日はたたき台として示させていただいていますが、今後計画の修正に伴い内容を修正していくことはもちろん、本日の委員の皆様のご意見を基にわかりやすいものに仕上げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

梅崎会長

ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

宮原委員

7月21日に有識者による「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」という記事を新聞で拝見しました。調べてみると環境省で方向性案を示しており、その中で2つ、計画の中でもお考えいただいたらどうかと思ったことがありました。

1つ目は、家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクルについて、プラスチック製の容器包装だけでなく、プラスチック製品をリサイクルルートに乗せるように新たに取組むということを入念に入れていただきたい。実際に私の住んでいる自治体では20年くらい前から容器包装プラを集める時、捨てるバケツなどのプラスチック製品を「道具として使ったプラスチック」という袋を別にして回収し、リサイクルしています。

ごみの回収は市町村によってばらつきがありますが、この方向性案の中で、プラスチック製品もリサイクル、回収することが求められると掲載されていました。

もう1つ報告書の中で気になったのは、事業者による自主回収というところで、プラスチック製容器包装・販売事業者等が相互に連携し、市町村と協力して自主回収に努めるべきだというのがありました。ぜひ計画の中でもこの2点を取り入れていただければと思います。

それと、わかりやすくということでこのたたき台、とてもわかりやすくよいと思いました。

図表についてですが、この図表はどこから、何の図表かがわかりにくいと思いました。例えば83ページでいうと、高齢者の説明をしたくて85ページに図表を載せてありますが、85ページは表だけ載っているがどこのページの図表なのかと。説明してあるページにここに図表があるよという注釈をつけていただければ更にわかりやすくなると思います。

伊東参事兼
資源循環推
進課長

最初のプラスチックの関係ですが、今、国で検討がされています。その中で私ども、容器包装以外のプラスチックの分別回収について、自治体に対してどのような投げかけがあるのか注視しています。直接は収集する市町村に関係する話ですが、県の廃棄物処理計画の中では、海洋プラスチック問題に端を発して、長野県では海なし県でもプラスチック問題に取り組んでいくということで、信州プラスチックスマート運動に取り組んでいます。3つ目の「分別して回収」を呼び掛けていきたいと思っています。プラスチックは非常に便利なものなので全て廃棄するのではなく、必要なプラスチックは使った後、役目を終えた後はルールに沿って分別回収していくということを県民の皆さんに周知していきます。従って、今後、容器包装リサイクル法以外のプラスチックが分別回収されていった場合も、信州プラスチックスマート運動を推進していくことで県民の皆さんに容器包装リサイクル法以外のプラスチックについても分別して回収ルートに乗せていただけるよ

	<p>うに運動を進めていきたいと思います。</p> <p>同様に事業者の皆さんに対しても、事業者の立場で排出事業者としてプラスチックごみの削減に向けた取組や分別回収について呼びかけていくこととしています。この運動をいかに浸透させていくかということが大切であるため、計画の中でも重要な取組として位置づけています。</p> <p>それから、データの的なものがどこに該当するのかわかりにくいと、大変ありがたい御意見をいただきました。成案に向けては本文の中で表記をするなど工夫していきたいと思います。</p>
手塚委員	<p>46ページに長野県版エシカル消費について記載がありますが、消費者に教育の場だけでなく環境分野で進めることも大事だと思います。ここにエシカル消費が出てくることで収まりがいいと感じます。環境だとかいろんなものに配慮した消費をしていくというところがすごく収まりがいいと思いましたが、たたき台ではエシカル消費という言葉自体を県民に周知していません。概要版にはわかりにくいから書いていないということかもしれませんが、エシカル消費という言葉自体も広めていってほしいと思います。</p> <p>また、同じく食品ロスも、たたき台の中で4Rについては細かく掲載されている一方、必要ない食品を必要な人にお渡しするという活動も大事なことなので入れていただけるといいと思いました。</p>
伊東参事兼 資源循環推 進課長	<p>お示しした追加資料はたたき台なのでいただいた御意見を踏まえ修正していきたいと思います。</p> <p>特にエシカル消費については、たたき台の県民の皆さんの左側に書いたことがエシカル消費を意識したのですが、言葉がまだまだ県民に広まっていないところがあるので、消費者担当課と連携して言葉が浸透していくようにそれぞれの立場から取り組んでまいりたいと思います。</p>
福江委員	<p>エシカル消費に関係することですが、4Rのリプレイスは事業者であればプラスチックから代替素材への転換は分かりやすいと思いますが、県民がリプレイスをどうやったらいいか考えたときにエシカル消費と関わりが大きいと思います。エシカル消費と結び付けて表現を考えてみてはいかがでしょうか。</p>
打越委員	<p>知恵を絞った計画内容になっていると思います。自分の生</p>

活の中でどうするか振り返った時、買うときになるべくごみが出ない商品を買うことが一番大切だと思いました。

私は容器包装の紙などは全部取っておいて分別して捨てていますが、例えばレトルトカレーや粉スープ、チョコ、クッキーなどの箱など、厚紙なのでごみ捨ては面倒なんですよ。環境に配慮している食品製造業であれば、箱ではなく封筒みたいな紙を使っています。軽いし、やわらかく捨てやすいです。

計画を見たときに環境を守るために倫理観でごみを減らしましょうというのを全面に出していますが、県民にごみ出しを楽にする方法を考えましょうという呼びかけがあってもいいのではないかと思います。

また、計画案の中に、長野県から大手の食品メーカーに働きかけていくということがあってもいいのではと思います。全国レベルの食品製造業に乗り込んでいってパッケージとかを軽量化するプロジェクトと一緒に考えてみてはいかがでしょうか。

今だと県内の事業者には働きかけていますが、消費量も限られていますし、実際減らせる量も多くありません。むしろ私たちが普段買うものは大手のものを買うことが多く、思い切って全国展開しているところに乗り込んでいって連携してみるとか。

長野県の提案で封筒型に変えましたということになれば、企業のアピールにもつながるし、県としてのアピールにもつながると思います。

大手も環境省からは色々言われていると思いますが、自然豊かな長野県からということであればまた違うプロジェクトが始まるかもしれないと思った次第です。

ごみ出しを楽にするという発想と、楽にするためには私たちが買うほとんどのものが大手企業の製品を買ってきているということ、長野県から切り込んでいくという視点があればと思います。

梅崎会長

御要望ということでよろしいでしょうか。

打越委員

はい。

小林委員

計画では経済的なインセンティブを使った取組があまり見受けられません。

プラスチックごみにしてもリデュース、リフューズという話であれば、レジ袋の有料化でレジ袋辞退率75%と劇的に変わっている状況ですので、その範囲の拡大の検討ですとか、食

<p>太田委員</p>	<p>品ロスのところですが、食べ残しを減らそう協力店に経済的なメリットがあればもう少し増えるかと思えます。例えば協力店に登録して要件を満たすと県で融資の利率を調整するなどあるとよいのではと思いました。</p> <p>私レストランを経営しており、食べ残しを減らそう協力店に加入していますが、北アルプスでたった34店舗しかないという数字を見るとなんでこんなに少ないのかと思えます。</p> <p>先ほどの話にもありましたが、プロジェクトに参加すると何か協力店としてのメリットがあるとか、今は全くありませんので。</p> <p>もう少しみんなで数字を増やすという活動もやっていくべきではないかと思えます。あまりにもスローペースで動いている気がします。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>課題にもありましたが事業系が横ばいで産業廃棄物排出量が増加傾向ということでした。数値目標値について、経済活動との兼ね合いもあるかと思えますが、そのまま現況の経済活動を目標値として設定してありますが、ごみを出さないでという抑制のメッセージがあってもいいと思えます。</p> <p>また目標値が総量なのでそれぞれの事業者の目標を立てにくいかなというのが印象です。</p> <p>機会があったら御検討をお願いします。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>他に御意見はないようですので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、ただいま委員の皆様からいただいた御意見や今後行われるパブリックコメント、専門委員会での検討を踏まえ、1月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは本件につきましては、そのように決定します。どうもありがとうございました。</p> <p>2件目は審議事項「第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンジカ管理)の策定について」の中間報告でございます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
<p>清水鳥獣対</p>	<p>鳥獣対策ジビエ振興室長の清水と申します。</p>

策・ジビエ
振興室長

第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンジカ管理）の策定について、中間報告をさせていただきます。

資料2-2「第5期ニホンジカ管理」（案）の要点について、かいつまんで説明させていただきます。1ページをご覧ください。

「はじめに」の項目は、諮問の際に打越委員から助言を頂きましたとおり、県民にむけた前文を新しく追加させて頂き、SDGsの達成に向けた目標を明記しました。

5ページをご覧ください。「推定個体数及び生息密度」についてですが、第5期計画ではハーベストベイズドモデルを用いた統計解析で個体数推定を行っており、表3-1に記載の市町村別捕獲数、目撃効率など、6種類のデータを用いて推定を行っております。

本日推定結果をご報告する予定でしたが、個体数推定の結果、推定幅が広い結果となったことから、精度を高めるため、再度推定を行っているところです。このため、6ページの表3-2、表3-3の推定個体数および平均生息密度は、恐れ入りますが、空欄とさせて頂いております。

個体数の推定が終わり次第、ニホンジカ専門部会の委員の皆様のご意見を伺いながら、管理ユニットごとに目標の個体数、捕獲数を定めていきたいと考えております。

第4期計画までの個体数推定は、表3-1に記載の「糞粒法」または「区画法」の調査データを用いて、1種類の調査結果から、調査時点の個体数を推定する手法でございました。しかしながら、ニホンジカのように捕獲が連続的に行われている場合は、過小評価または過大評価となる傾向がありました。

今回のハーベストベイズドモデルによる推定は、過去にさかのぼって連続的に推定を行うことが可能であり、ニホンジカの管理を考える上で現在最も合理的な手法とされ、環境省や多くの都道府県で採用されております。

表3-1の「目撃効率」については、※2に記載のとおり、狩猟者1人が1日に目撃するニホンジカの頭数を表しているデータになります。

同様に、捕獲者1人が1日に捕獲するニホンジカの頭数は「捕獲効率」と呼んでおりまして、この捕獲効率の活用については、諮問の際に福江委員から活用の検討について助言を頂きました。

捕獲効率の活用については、ニホンジカ専門部会でも同様の意見がありまして、検討させて頂いたところ、既存の研究結果から

「捕獲効率」はシカの警戒心の上昇など行動の変化に影響を受け、また捕獲者の処理できる捕獲頭数にも影響を受けることから、個体数指標として正しく反映しないこと等が報告されました。

このため、今回の個体数の推定には「捕獲効率」は用いておりませんが、効果的・効率的な捕獲の実現のためには、「捕獲効率」を分析し、活用を図っていくことが重要でありますので、計画案（28ページ）に明記させて頂きました。

8ページをご覧ください。

ニホンジカが自然植生へ与えている影響を調査するため、令和元年度に県が行った「森林下層植生の衰退度調査」の結果を図5に記載しました。

黄色、オレンジ、赤色で塗られた箇所は植生の衰退が進んでいる箇所を示しておりまして、関東山地、八ヶ岳、南アルプスで多く、生息密度が高い地域では下層植生の衰退が進んでいることが明らかとなりました。

諮問の際に、福江委員から助言頂きましたとおり、森林下層植生の衰退度は、ニホンジカの生息密度との関係性が高く、他県ではニホンジカの密度管理の指標としての活用されていることから、今後も県で定期的にモニタリング調査を行い、管理指標として活用を図って行くことを明記しました。

21ページをご覧ください。

個体数管理の目標として、最終の目標生息密度水準を「県全域で1平方キロメートルあたり5頭以下」とし、国立公園など自然生態系の維持が極めて重要な地域にあたっては、可能な限りニホンジカの排除を目的として捕獲対策に取り組む、目標を記載させて頂きました。

この目標は「次期計画以降の目標」と記載させて頂いてはおりますが、特に高密度の管理ユニットにおいては、成果指標の1つとして、第5期計画における目標として設定するなど、ニホンジカ専門部会において引き続き検討を行っていきたいと考えております。

24ページをご覧ください。

生息密度が高い「関東山地」、「八ヶ岳」、「南アルプス」の3つの管理ユニットのうち、特に高密度となっている生息地に「重点捕獲区域」を設定して、効果的な捕獲を行っていきたいと考えております。

25ページをご覧ください。

図11の色を塗った区域が重点捕獲区域（案）となりまして、こ

の区域はニホンジカの高密度生息地となっており、河川などの地形に基づいてブロックを設定して、捕獲目標数を定め、効果的な捕獲を実施していきたいと考えております。

このブロックの区域の標高が高い地域には、ニホンジカにとって栄養価の高い餌を供給している牧草地があり、ニホンジカ専門部会においても、牧草地はシカが集まりやすく高密度に生息している地域として意見を頂いておりますので、このような地域では捕獲の強化を検討したいと考えております。

26 ページをご覧ください。

「⑤生息域の拡大抑制」についてですが、生息数が過密化した「ハケ岳管理ユニット」や「南アルプス管理ユニット」の個体群が、他の管理ユニットへ生息域を拡大させないための対策として、主要な河川の渡り場所など、要所を見定めて、わなを多く設置するなど、捕獲活動を高める有効な対策を検討していきたいと考えております。

28 ページをご覧ください。

諮問の際に打越委員から助言を頂きましたとおり、「捕獲技術者の育成」については、県が平成30年度から独自に実施している「長野県認定管理捕獲技術者育成事業」の取組を新たに記載させて頂き、引き続き「捕獲技術者の育成」取り組んでいくことを明記しました。

「④錯誤捕獲の防止」ですが、ニホンジカやイノシシを目的としたくくりわなに、ツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される事例が毎年多く発生していることから、クマの生息が確認された場所では、わなの設置に特段の注意を払うこととし、くくりわなの径の規制の解除を行わないこと、天井部にクマの脱出口を設けた箱わなを用いることなど、錯誤捕獲の予防措置に取り組む必要があることを明記しました。

31 ページをご覧ください。

諮問の際に福江委員から助言を頂きましたとおり、ニホンジカの「生息環境管理」として、森林伐採後の草地や牧草地については、ニホンジカの個体数増加の要因となっていることから、侵入防止柵の設置等の対策について引き続き推進していくことを明記しました。

32 ページをご覧ください。

「ジビエ振興等有効活用・個体処理」についてですが、これまでの成果により、シカの食肉生産量、販売金額は全国第2位となって

おり、着実に消費拡大につながっているところですが、ニホンジカの多くは山林内で捕獲され、加工施設までの搬入に時間を要することや捕獲技術によって食肉の品質に影響を与えるなどの課題があり、搬入された個体の食肉利用率は現在約 16%で、加工施設に搬入されても廃棄となる個体が多い状況となっております。

このため、食肉利用を見据えた計画的な捕獲、捕獲技術の向上、捕獲現場から衛生的に搬入する仕組みを構築して、県内スーパーや飲食店などへの営業活動と合わせて、引き続き消費拡大の推進を図っていくことを明記しました。

34 ページをご覧ください。

モニタリングについては、第 4 期計画では目標の達成状況を評価するにあたり、主に「捕獲頭数」や「農林業被害額」で評価を行って参りましたが、第 5 期計画では、新たに複数の成果目標について検討して行きたいと考えております。

表 14「管理ユニットの生息状況を把握するための事項」として、鉄道などの衝突事故の件数などを把握し、密度指標として検討を行うことや、表の一番下の推定生息数の把握として「ハーベストベイズモデルによる生息数を推定する」こととし、計画の中間を目途に再度推定を行って、目標の見直しなど、フィードバック管理を行って行きたいと考えております。

35 ページをご覧ください。

表 15「管理の効果把握するための事項」のうち、農業被害についてですが、ニホンジカ専門部会において、現状の農業被害額は、市町村によって算出方法にばらつきがあることや、農家からの自己申告に基づく場合が多く、定量的な算出方法となっていないこと等が指摘されました。このため、第 5 期計画では新たに、定点調査など定量的な目標設定のための検討を行っていくことを明記しました。

自然植生への影響についてですが、第 5 期計画では新たに、森林下層植生調査を同一地点で実施し、生息密度指標の検討を行うことを明記しました。

以上のような複数の成果目標を検討して、フィードバック管理を行って行きたいと考えております。

第 5 期計画では、牧草地や草原など生息密度の高い地域においては、抽出した箇所において定期的に糞粒法調査などを行って効果を確認すること、下層植生調査では新たな衰退場所を増やさないこと、生息域の拡大と関係があると考えられます鉄道の衝突件数の検証など、チェックを行って行きたいと考えております。

梅崎会長	<p>現在、ニホンジカ専門部会及び特定鳥獣保護管理検討委員会から意見・提案を頂きながら、計画案の検討を進めております。説明は以上です。宜しくお願い致します。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
福江委員	<p>第4期計画に比べ、色々な面で計画として進んでいてうれしく思います。</p> <p>捕獲数が目標より少ないことについて、これまで「狩猟規制の緩和」により狩猟の捕獲数を上げていくという取組が行われてきたわけですが、市町村によって違うかもしれませんが、現在1年中有害捕獲・個体数調整が行われていて、捕獲者はそれに対する捕獲報償金をもらっています。このため、狩猟より有害捕獲の方がお金になることから、狩猟の捕獲数の上昇につながっていないと感じています。</p> <p>実際、私の知人は狩猟免許を持っていますが、狩猟者登録を行わず、有害捕獲だけ行っていることや、私自身もわなの狩猟免許を持っていますが、仕事で捕獲を行う際には狩猟者登録を行っていません。</p> <p>1年中有害捕獲が行われると、狩猟の捕獲数の上昇にはつながらないという懸念があります。</p> <p>捕獲従事者の人数を把握するにあたっては「狩猟者登録者数」を示していますが、実情に即しているのか分かりません。実際の個体数調整や有害捕獲の従事者の人数を示した方がよいのではないのでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>ご指摘のとおり、通年有害捕獲を実施していますので、狩猟による捕獲は狭められていることはあると思います。</p> <p>一番の目標は、ニホンジカの数減らしていくことでありますので、次期計画での考え方を説明させていただきます。</p> <p>特に牧草地は、糞粒生息密度で100頭/km²を超えるような場所があり、牧草地は栄養価が高いことから、ニホンジカが増えやすい場所になっていますので、このような場所での持続的な捕獲の仕組みを作っていきたいと考えております。</p> <p>ニホンジカの生息数をバケツに入った水で例えますと、水道の水を流し続けるとバケツから水があふれて、まわりに影響して問題を起こし、農作物や自然植生、列車との衝突などの被害を発生させます。このため、水道の蛇口（増える要因）をひねって、水があふれないようにしていくこと（増えやすい場所でのシカ捕獲）が重要になります。それと同時に、あふれてしまった水はふき取ること</p>

<p>福江委員</p>	<p>も必要で、これは狩猟者などの方に担って頂き、双方での取り組みが重要と考えています。</p> <p>このため、福江委員おっしゃるとおり、狩猟者を増やす取組も必要であると考えております。</p> <p>現在は、狩猟で獲るよりも有害捕獲で報奨金を得る方がインセンティブが高い状況と思われますので、これを改善する仕組みが考えられたら良いのではと思います。</p>
<p>清水鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>おっしゃるとおり、報奨金ではないモチベーションづくりが必要と考えておりました、今後は人口減少社会となり、要所を抑えて、持続的に捕獲できる方にシカの管理を行って頂くことが重要と考えております。</p> <p>持続的な捕獲には、捕獲したシカをジビエとして利用する仕組みが必要と考えておりました、これまでの有害捕獲と並行して、シカの持続的な捕獲を管理捕獲の仕組みづくりを第5期計画で取り組んでいけたらと考えております。</p>
<p>福江委員</p>	<p>計画案 P31 生息環境管理について、私がシカの調査をしている時に確認したのですが、シカが農地に刈り取った後、残されたブロッコリーの芯を食べていたり、近隣の県でのことですが、農地に残されたキャベツの葉を食べていたりしました。個体数増加の防止に記載してある施策に加えて、「農作物残渣の管理」も明記して頂けたらと思います。</p>
<p>清水鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>承知しました。</p>
<p>福江委員</p>	<p>第5期の計画は、順応的管理を念頭においたもので素晴らしい計画だと思いますが、実際のシカの捕獲の現場と乖離があると感じています。</p> <p>計画案 P36 関係機関の連携で役割分担が書かれていますが、まずは市町村担当者の方にきちんと計画を読んでもらい、法律に基づいて作られている計画であることを理解してもらうことが重要であると思います。</p> <p>カモシカの事例で言いますと、ある市町村担当者は「カモシカの錯誤捕獲が多いのは、カモシカが増えているから」という間違った認識を持っていました。しかし、実際はカモシカにはなわばりがあり、同じ個体が何度も錯誤捕獲されているわけで、カモシカの特定計画を見ていれば、カモシカの生態がきちんと書かれているので</p>

	<p>分かるはずですが。市町村担当者が特定計画をきちんと読んでいないという現状があります。</p> <p>市町村担当者には、4月当初の市町村担当者研修会で説明するなど、計画を落とし込んでいく仕組みが必要と考えています。</p> <p>また捕獲従事者においても、計画案 P38「獵友会及び狩獵者」の取組で、「本計画を理解のうえ」と明記されていますが、捕獲従事者の方は計画があることすらご存じない方もおられます。</p> <p>現場では法令が遵守されていないこともありますので、法律に基づいて計画が作成されていることを理解して頂き、個人の利益で捕獲を進めているのではなく、効率的・効果的にシカを減らしていくという計画があることの周知が必要だと思えます。</p> <p>計画が絵にかいた餅になってしまう懸念があるため、関連する方たちに計画を落とし込んでいく仕組み、意識付けを進めて頂ければと思います。</p>
梅崎会長	これについては、鳥獣対策・ジビエ振興室でご検討ください。
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	承知しました。
梅崎会長	続いて、大和田委員お願いします。
大和田委員	<p>「ジビエ振興等有効活用」については、違う部署で担当されているのかもしれませんが、計画案 P32 に「長野県のジビエ生産量は、近年増加傾向にあり、全国第2位の水準」ということ、「捕獲個体のジビエ利用率は16%」と記載があります。</p> <p>実際にジビエ生産量はどのように推移しているのか、また信州産シカ肉認証制度による認証取得施設は現在どのくらいあるのかについて、資料に余白があるため、数値や推移を記載されるのが良いのではと思ひまして、この点についてお聞きしたいと思ひます。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	おっしゃるとおり、ジビエに関して情報量が少ないと思ひますので、県民の皆さんになるべく多くの情報を見て頂けるよう工夫して記載したいと思ひます。
大和田委員	認証取得施設は何件あるのでしょうか。施設の認証制度は長野県独自のものと思ひますが、どういうものなのでしょう。
清水鳥獣対策・ジビエ	食品衛生法に基づく食肉処理施設の営業許可を受けた食肉処理施設は県内に35施設ありまして、そのうち県の信州産シカ肉認証

振興室長	<p>制度の認証取得は2施設でございます。</p> <p>県の信州産シカ肉認証制度については、ひとくちに言いますとトレーサビリティのシステムがあることでございまして、県のジビエ衛生管理ガイドライン・衛生マニュアルに沿った適切なシカ肉の処理・加工・販売などを実施している施設について、認証している制度になります。国で運用している認証施設については、県内で2施設でございます。</p>
大和田委員	<p>例えば、長野県はゴミの排出量が日本一少ないということと同様に、長野県のジビエ生産量が「全国2位」というのは特徴的な取り組みだと思っておりますので、もっとフォーカスして頂き、シカ肉利用率は16%ということですので、利用率を増やせていけたらもっと良いのではと思っておりました。よろしくお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>先ほど福江委員、大和田委員からのご意見がありました。資料の中には書いてあると思っておりますが、防災のマニュアル等の場合もそうですが、概要版があると分かりやすいと思っておりましたが、作成できないでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>はい、工夫したいと思っております。</p>
梅崎会長	<p>審議時間との関係がありますので、ご意見だけ頂戴できればと思います。</p> <p>太田委員と打越委員、お願いします。</p>
太田委員	<p>計画案 P13「ジビエ振興等有効活用・個体処理」について、「平成24年3月に信州ジビエ研究会を設立し」とありますが、信州ジビエ研究会は現在フェードアウトしそうな状況で、活動は全くしておらず、フェイスブックでも2019年2月から更新がされていないので、もっとWEBで宣伝していくことが必要ではないかと思っています。</p> <p>また、「ジビエマイスター」の養成についても、私が担当させて頂いておりましたが、これも現在はなくなってしまいました。</p> <p>シカを捕獲するのも大事ですが、もっと有効活用していくこと、活用していく人の養成が重要と考えていますので、1つのプロジェクトが終わったからもう終わりではなく、持続していく取組が必要ではないかと最近すごく感じているところです。よろしくお願いいたします。</p>

「1はじめに」の前文を追加して下さったということで大いに結構です。第4期計画で記載されていた「背景」を前に持って来られたものだと思います。

それから、計画案P1第4パラグラフからの「昭和22年から」の文章ですが、それまではシカの数が増えてきてはと言っていたのに、1980年代以降生息数が増加して、状況が変わってきたというということが、一番大事な部分だと思います。

1980年代以降日本の農山村の形の変化や産業構造の変化、農業従事者の変化などがあり、シカが減少から増加に転じたこと、だから個体数調整しないといけないということが分かるよう、段落の切り替えを考えて、しっかり書き込むべきだと思います。

また、計画案P28 錯誤捕獲の防止について明記して頂きありがとうございます。⑤指定管理鳥獣捕獲等事業について、第4期計画では「夜間銃猟」や「シャープシューティング」など多く記載されていましたが、第5期計画ではぐんと減っています。ということは、研究者などから提言された指定管理鳥獣捕獲等事業でプロのハンターに頼んで捕獲するというのは現実的には厳しかったのだと思います。第4期に書いてあったものを圧縮する時は、うまくいかなかったということが明記されるべきではないかと感じました。

次に、計画案P31「生息環境管理」についてですが、牧草地や耕作放棄地の管理、福江委員からご意見のあった農作物の残渣を管理する場所は、ニホンジカに生息してもらいたくない場所であるので、「生息環境」といってよいのだろうかと思います。生息環境というと、本来シカがいて良い場所、そこを管理するのは専門家の責任というニュアンスになってしまいます。

本当は居るべき場所でないところにシカがいるのは、地域住民にも責任がある、誘因物管理をしない農家にも責任がある、責任は人間側、地域社会にあるということを打ち出していかなくてはならないならば、そろそろ「生息環境」という言葉を使うのをやめて、人間側の「地域環境管理」という単語を使用して、県民の皆さん、地域住民の皆さん、農家の皆さんが責任を持つべきという強い単語を使ってもよいと思っています。

最後に、ジビエ振興についてですが、シカ肉を個人の家庭で消費してもらうのは、ニオイなどのイメージもあってなかなか難しいと思うのです。むしろ、プロの調理人がいるホテルやレストランでの活用がキーになってくると思います。

となれば、プロの料理をタレントさんなどにどんどんジビエを食べてもらって、すごく美味しいと言ってもらって、地味な普及啓発ではなく、全国に向けた普及啓発が必要と思っています。だからこそ、計画案P38 行政以外の取組のところに「商工系の企業・レス

<p>梅崎会長</p>	<p>トラン」との連携も明記した方が良いのではと思います。</p> <p>貴重なご意見を頂きありがとうございました。</p> <p>他にご意見等がある場合は、1週間を目途に事務局の方へ提出いただきたいと思います。</p> <p>本件につきましては、ただ今委員の皆さまから出されたご意見や、今後行われるパブリックコメント、専門委員会での検討を踏まえ、3月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>3件目は審議事項「長野県ゼロカーボン戦略（仮称）の策定について」の諮問でございます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
<p>真関環境政策課長</p>	<p>環境政策課長の真関でございます。私のほうから、長野県ゼロカーボン戦略（仮称）の策定について、諮問書及び資料3によって説明させていただきます。</p> <p>最初に諮問書の写しをご覧ください。</p> <p>部長の先の挨拶にありましたとおり、先の9月定例会におきまして、「長野県脱炭素社会づくり条例」が議員提案され、可決、成立いたしました。この条例ですが、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標に掲げまして、知事は持続可能な脱炭素社会づくりのための行動計画の作成を行う、また、行動計画の作成にあたりましては、環境審議会の意見を聞くことが規定されております。</p> <p>このため、これまで策定を進めてまいりました「次期環境エネルギー戦略」を拡充させまして、この条例に基づく行動計画となるよう策定したいために、昨年度の諮問を変更いたしました。長野県地球温暖化対策条例並びに長野県脱炭素社会づくり条例に基づき、この審議会に諮問することとさせていただきます。</p> <p>なお、「次期環境エネルギー戦略」でございますが、これは2050年までのゼロカーボンを実現するための中期的な実行計画でございますので、戦略の名称も「長野県ゼロカーボン戦略（仮称）」と改めて諮問させていただくことといたしました。</p>

続きまして、条例の中身につきまして資料3でご説明を申し上げます。

条例制定の背景でございますが、G20 関係閣僚会合におけます「長野宣言」、また12月の「気候非常事態宣言」等の取組を踏まえまして、県民一丸となって持続可能な脱炭素社会づくりを推進することを期して、住民の代表であります県議会の総意により条例が制定されたところであります。

全体を貫くキーワードは「持続可能な脱炭素社会づくり」、また、県民の皆さまに内容が届きやすいようにということで通称「ゼロカーボン条例」となっております。

条例の特徴は、2に3点挙げてございまして、都道府県の条例としては初めて2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を規定しております。

また、本日の議題の1にありますとおり従来の3Rに加えてリプレイスの推進を規定したり、またエシカル消費、これも規定してございます。

条例の概要でございますが、第1条に目的、第2条に基本理念、第3条から5条には県、事業者、県民の責務を掲げてあります。

第8条から11条でございますが、持続可能な脱炭素社会づくりのための主な施策4点、県、事業者、県民の主体別に規定をしております。

1つとして、エネルギー自立地域の確立、2つとしてプラスチックの資源循環の推進、3つめとしまして、持続可能な脱炭素社会づくりに資する産業イノベーションの創出支援、4つめとしまして、エシカル消費等の推進となっております。

3ページにまいりまして、第7条他では、施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画、この行動の主体は、県、事業者、県民となりますが、作成と公表、また、策定におけます本審議会における意見聴取、また、おおむね5年ごとの行動計画の見直しを規定しております。

また、第6条他では、他の主体との連携や支援、環境教育の推進を規定しております。

一番下4番でございますが、行動計画策定の進め方でございますけれども、冒頭にお話ししましたとおり、これまで策定を進めてまいりました「次期環境エネルギー戦略」を拡充させ

まして、この条例に基づく行動計画となるよう策定を進めてまいりたいと考えております。計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間、5年後を目途に見直しの実施を考えております。

なお、前回の審議会におきまして次期環境エネルギー戦略の中間報告をご説明申し上げた時に、委員の皆様方からは、2050ゼロカーボンの県民理解の促進ですとか、行動の実践、また、人間心理に働きかけるような実効性のあるスローガン、そういったことについて貴重なご意見をいただきました。今回策定をいたします行動計画の中に、こうしたいただいた意見を落とし込みながら、各主体の行動を引き起こすものにしてまいりたいと考えております。

4ページ以降には、条例の本文を掲げてございます。

説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

宮下委員

議員選出委員の宮下でございます。

このたびこの条例が、より民意に近い立場の議員提案によりまして9月議会で制定され、施行されております。議会の立場からも意見を述べさせていただきたいと思っております。

まずは、そもそも条例成立の経過は、「長野宣言」「気候非常事態宣言」を行った危機感から県民の協力を求めるものであります。その趣旨を踏まえまして、県民の行動が実質的な意欲に満ちたものであることが大事だということで、特にエシカル消費の意識醸成につきましては、先ほどの廃棄物処理計画にもございましたけれども、是非担当する県民文化部とも連携して、県民のエシカルに対する認識を早く全県民に与えるように、早期に100%の県民がそれを意識して行動できるようにしていただきたいということ。

それから2つ目ですけれども、環境部の予算というのは今の状況ではかなり限られている、このゼロカーボンを実現するということにつきましては、県の組織全庁を挙げて取り組むように是非計画を作っていただきまして、例えば、林務部の森林税、企業局のFITによる財源等も活用しまして、県全体でゼロカーボン全体の予算を強化すべきと考えています。

また、そのような業務遂行にあたって、環境部の人員が足りないということでしたら人事面からも環境部の職員を増や

	<p>す、そういった対応も必要であると考えておりますので、全庁を挙げてこのゼロカーボンを進める体制を是非組織されたいということをお願いさせていただきます。</p> <p>国も、総理が 2050 ゼロカーボンを目指すことを 10 月に宣言されましたけども、その前に長野県が初の条例で規定したということで、是非日本や世界をリードするような行動計画となるよう策定に向けての希望としてお伝えさせていただきたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。他にご意見等よろしいでしょうか。オンライン参加の大和田委員からご発言がありますので、どうぞ。</p>
大和田委員	<p>1つ質問なんですけれども、全部局挙げてとお話しがありましたけれども、森林由来によるCO2の吸収ですとか、今の森林が60年くらいになっているので若い森に戻していくと、それで吸収力を上げていくというような取組はこの行動計画の中に入ってこないのでしょうか。</p>
真関環境政策課長	<p>今回諮問させていただきました行動計画につきましては、主体として県、事業者、県民の3者としておりまして、ただいまご質問のありました森林の部門につきましては、この前の審議会でご説明申し上げました次期環境エネルギー戦略本体の中で、省エネ、再エネの総合的な対策の推進という部分で森林の部門は掲げてあります。</p> <p>ですので、今回の行動計画の中では直接的に出てまいりませんが、森林吸収源対策としての取組は、戦略本体の方に含まれるという作りになっております。</p>
梅崎会長	<p>大和田委員よろしいですか。</p>
大和田委員	<p>ただ、全国に先駆けてゼロカーボン条例を打ち出している訳でして、この行動計画が出ていったときに、全く森林由来の吸収源対策が書かれていないと、いくら取り組んでいてもそれが伝わらなくてもったいない気がするが。</p>
真関環境政策課長	<p>条例の中では森林吸収源対策は直接的に触れてはいない訳ですけれども、関連しますと産業イノベーションの中で、例えば木を使った製品、木製の断熱サッシを作るとか、そういう森林由来の産業のイノベーションなどの観点で出てまいりますので、そういうことでこの条例との関係も出てくると思いま</p>

梅崎会長	<p>す。</p> <p>前回私も関連して質問しましたが、やはり長野県ですので、森林の保護等というのは打ち出していただけだと思いますので、是非ご検討の程をよろしくお願いしたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、ただ今委員の皆さまから出されたご意見や、今後行われるパブリックコメント、専門委員会での検討を踏まえ、3月の審議会を目途に最終的な答申案を審議することにしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。</p> <p>全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>(意見・質問等なし)</p> <p>よろしければ、本日の議事を終了し議長の務めを終えさせていただきます。ありがとうございました。</p>
司会	<p>梅崎会長様、委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は1月20日(水)を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変お疲れ様でございました。</p>